

奈良県告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県奈良土木事務所長から報告があつた。

平成二十一年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所（平成二十一年三月二十七日現在の地番による。）

天理市指柳町三〇八番地ノ二、三〇八番地ノ三、三〇八番地ノ四及び三〇八番地ノ

五の各一部

二 申請者氏名 三興建設株式会社 代表取締役 川端知子

三 申請者住所 天理市西長柄町五五二番地

四 道路の幅員 五・〇〇メートル

五 道路の延長 三八・一一メートル

六 指定年月日 平成二十一年三月三十日

七 指定番号 奈土第二〇〇四号